日薬業発第 475 号
令和 2 年 3 月 16 日

都道府県薬剤師会　担当役員　殿

日本薬剤師会
副会長　田尻　泰典

「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について」に関する
質疑応答集（Q&A）について

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省医政局経済課から都道府県衛生主管部（局）宛て別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

医療機関向けのマスクの医療機関や薬局への優先配布の仕組みについては、令和２年３月 14 日付け日薬業発第 471 号にてお知らせいたしましたが、今般、質疑応答集（Q&A）が取りまとめられました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

事　　務　　連　　絡
令 和 ２ 年 ３ 月 16 日

各都道府県衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局経済課
（マスク等物資対策班）

「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について」に関する
質疑応答集（Q&A）について

令和２年３月 10 日にとりまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策―第２弾―」（新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づき、国が買い上げた医療機関向けマスクの医療機関等への優先配布の仕組みを「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について」（令和２年３月 13 日付け事務連絡）においてお知らせしたところです。

今般、当該事務連絡に関する質疑応答集を別添のとおり作成いたしましたので、御留意いただきますようよろしくお願いいたします。

（別添）

「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について」
に関する質疑応答集（Q&A）

問１
　今回の事務連絡のマスクは、「医療用マスクの安定供給スキームとは別の整理か。無償か。

（答）
　安定供給スキームとは別の整理です。令和元年度予算の予備費を活用して国が一括で医療機関向けマスクを買い取り、都道府県に送付し、都道府県から医療機関等に無償で配布いただくというスキームです。事務連絡にも記載しましたが、安定供給スキームにおける優先供給対象の医療機関のうち、現時点で配送見込のないところについては、このスキームの活用を積極的に検討していただくようお願いいたします。

問２
　省庁が保有するマスク分について、都道府県への送付枚数の提示は直前だったが、今後の国から都道府県への送付の際は、どのようなスケジュールで事前に提示いただけるか。

（答）
　本日３月 16 日に、合計 1,500 万枚の配布に関し、都道府県別の配布枚数や大まかな到着日の目安を各都道府県に個別にご連絡する予定です。
　また、具体的な到着日については、メーカーからの国への納入状況にもよるので、都道府県に送付する前に、できるだけ早く個別にご連絡する予定です。

問３
　都道府県に届いたマスクは、「速やかに」医療機関等に送付するとあるが、具体的にいつまでに届ければよいか。

（答）
　今回の優先配布の目的は、医療現場の深刻なマスク不足に対応することにあり、一刻も早く医療機関等に配布したいと考えております。

このため、各都道府県におかれては、国からマスクが届いた後、速やかに仕分け作業や発送等を行っていただき、２日～３日程度の期間で医療機関等に届くよう対応をお願いいたします。なお、問５のように国による直送も可能です。

問４

医療機関等への送付にあたって、医師会等の職能団体や保健所等を介して、医療機関等の求めに応じて随時、配布していいか。

(答)

医療機関等への配布に当たっては、管下市町村における状況等の意見を聴くとともに、都道府県医師会等の職能団体と協議してご対応いただきたいと考えております。

また、医療機関等からの求めに応じ、マスクを個別に速やかに配布する体制が整えられている地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等については、その協力が得られる場合、お尋ねのような配布方法をとることは差し支えありません。

その際は、どの医療機関等に何枚配布したかがわかるよう、医師会等の職能団体や保健所等が配布した医療機関等について適切に記録（医療機関等名、配布枚数、配布日）をとっていただき、都道府県から国への報告の際に、情報を集約して適時のタイミングでまとめてご報告ください。

問５

都道府県から管下市町村における状況等の意見を聴き、都道府県医師会等の職能団体と十分に連携して、マスクの配布先の医療機関等のリストを作成した場合は、国による当該医療機関等への直送は可能か。

(答)

都道府県におけるマスクの配布先の医療機関等のリスト（別添）を国に送付いただければ、国にメーカーからの納入があり次第、当該医療機関等に直接マスクを送付します。この方式を希望する都道府県は、３月 16 日（月）18 時(厳守)までに厚生労働省の担当までご連絡ください。

なお、当該リストの作成に当たっては、管下市町村の意見を聴くとともに都道府県医師会等と十分に連携ください（意見聴取等の方法は、各都道府県の実情に合わせて実施ください。）。また、作成したリストについては、３月 19 日（木）12 時（※速やかな発送を確保するため、期限厳守でお願いします。）までに提出いただくようお願いいたします。〆切までに当該リストの提出がな

かった場合は、通常の方式（国から都道府県に送付し、都道府県から各医療機関等に配布する方式）をとります。

ただし、国による医療機関等への直送方式は医療機関等１ヵ所につき 1,000 枚以上を配布する場合のみとします。また、1,000 枚単位での配送といたします。この点にご留意いただいてリストを作成ください。

なお、国から医療機関等への直送を行う場合、これに係る費用の都道府県における財政負担はありません。

直送を希望しない都道府県におかれましても、関係者と調整中の暫定版の同様のリストを提供いただくようお願いいたします。

問６

全都道府県で 1,500 万枚を配布した後、更なる国が買い上げたマスクの都道府県への送付や医療機関等への配布はあるのか。

（答）

メーカーからの納入状況によりますが、1,500 万枚を配布した後も、同様のスキームでマスクの医療機関等への配布を進めてまいります。

問７

都道府県から医療機関等に対して、卸売業者等に依頼して配送するのは可能か。

（答）

都道府県からの医療機関等への配送は、運送業者や卸売業者に依頼して行うことが考えられます。

都道府県から医療機関等に対して卸売業者等を介して配送を委託する場合、卸売業者等とつながりがある特定の医療機関等にのみ送付される等が考えられますので、卸売業者等を介して配布する場合には、配布の計画を定めて卸売業者に依頼するなど、都道府県内で必要としている医療機関等に偏りなく配布されるようお願いいたします。